

平成21年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題Ⅰ】

意匠法第3条の2の規定に関し、以下の各問に答えよ。

- (1) 本条の趣旨について説明せよ。
- (2) 本条に規定する「先の意匠登録出願」の出願の日の認定に関し、関係する条文を挙げて説明せよ。

【50点】

【問題Ⅱ】

デザイナー**甲**は、相互に類似する携帯電話機に関する意匠**イ**、**ロ**及び**ハ**を自ら創作し、携帯電話機メーカーである**乙**及び**丙**に提示した。

甲、**乙**及び**丙**は、協議の結果、**乙**が意匠**イ**に係る携帯電話機の製造・販売をし、**丙**が意匠**ハ**に係る携帯電話機の製造・販売をすること及び意匠**ロ**に係る携帯電話機については、**乙**も**丙**も製造・販売をしないことで合意した。

乙及び**丙**は、第三者による意匠**イ**、**ロ**及び**ハ**と同一又は類似する携帯電話機の実施を広い範囲で自ら差し止めたいと考えており、かつ、意匠**ロ**については第三者にできるだけ知られたくないと考えている。

この場合、以下の各問に答えよ。ただし、(1)～(3)はいずれも独立しているものとし、意匠**イ**、**ロ**及び**ハ**は、いずれも無効理由を有しないものとする。

- (1) **甲**が意匠**イ**、**ロ**及び**ハ**のいずれについても意匠登録出願をしていない場合、**乙**及び**丙**が検討すべき事項について説明せよ。
- (2) **甲**が意匠**イ**についてのみ意匠登録出願をしていた場合、**乙**及び**丙**が検討すべき事項のうち、(1)と相違する点について説明せよ。
- (3) **甲**が意匠**イ**、**ロ**及び**ハ**についての登録意匠を有している場合、**乙**及び**丙**が検討すべき事項について説明せよ。

【50点】